

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	用地課	検索番号	1 - 6
法令名	土地収用法	根拠条項	16、138 - 1		
許認可等	事業の認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>(権利、物件及び土砂砂れきの収用又は使用に関する準用規定)</p> <p>土地収用法第138条第1項            第10条、第3章、第4章、第5章第2節、第6章(第76条及び第81条を除く。)、第7章(第106条及び第107条を除く。)、第8章から第10章まで及び第136条の規定は、<u>第5条に掲げる権利若しくは第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合又は第7条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。</u>(以下省略)</p> <p>土地収用法第16条            起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第3条各号の一に該当するものに関する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。</p> <p>土地収用法第20条            国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。…内容は別紙のとおり(土地収用法第3条)</li> <li>2 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。</li> <li>3 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。</li> <li>4 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。</li> </ol> <p>(許認可等の基準)</p> <p>事業の認定に当たっては、次の基準とする。</p> <p>土地収用法第3章事業の認定の規定運用に関する件(昭和26年12月15日付け建設省管発第1220号建設省管理局长通牒)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の認定に関する同法第20条の規定の運用については、下記各号により慎重を期せられたい。           <ol style="list-style-type: none"> <li>(イ)同条第1号の要件については、事業が第3条各号の一に掲げるものに該当するや否やを審査すること。</li> <li>(ロ)同条第2号の要件を審査するに当たっては、起業者が地方公共団体である場合はその議会の議決の有無、一般法人である場合は当該法人として正式に意思が決定されているや否や等に留意して起業者の意思を確め、又当該事業の施行について行政機関の許可、当該事業の施行に必要な財源に対する措置の有無等に留意し、事業遂行の能力を確むる等致されたい。</li> <li>(ハ)同条第3号の要件の審査に当たっては、例えば他により適当な地点がありや否や、当該特定の土地等が必要なりや否やを具体的に事案に即し、判定すること。</li> <li>(ニ)同条第4号の要件の審査に当たっては、「公共のための必要」の有無に特に留意すること。即ち、収用の要件である事業の公益性は、申請に係る事業の個々について判断すべきも</li> </ol> </li> </ol>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

のであるから、前記(イ)の要件を具備することをもつて足りいとせず、具体的事案に即し慎重に公益性の有無を判断すること。例えば、第3条第30号の事業の如きは、起業地の選定を誤り易く、その結果、公共のための必要の要件を具備せざるに至ることなしとせず、又第31号又は32号の事業については、地方公共団体の事務又は事業の用に供する施設であることのみでは未だ土地を収用する公益上の必要があると断定し難い場合が多く、これらの場合には特に公共の利益の有無について慎重且つ公正な判断を必要とする。その他、第3条列記のすべての事業についても同様の留意が必要であつて、事業の公益性が一般に納得しうる客観性がありや否やを、具体的事業及び当該特定の土地等につき、精査せられたい。

土地収用法に基づく事業認定等に関する許認可等の審査基準及び不利益処分の処分基準(平成12年11月30日制定)  
許認可等の基準についての指針

3 土地収用法第16条に基づく認定(第138条第1項において準用する場合を含む。)(事業の認定)

- (1) 事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- (2) 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。(事業遂行の意思については、起業者が地方公共団体である場合はその議会の議決があるか、またはその予定があること、一般法人である場合は当該法人として正式に意思が決定されているか、またはその予定があること等により確認すること。事業遂行の能力については、事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合には当該許可等を受けているか、またはその見込みがあること、当該事業の施行に必要な財源に対する措置をしているか、またはその見込みがあること等により確認すること。)
- (3) 事業が公益性を有すること。(事業の公益性については、形式的に土地収用法第3条各号に該当していれば足りるのではなく、一般に納得しうる客観性があるかどうかを、具体的事業及び当該特定の土地等について判断すること。)
- (4) 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもので、収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること。(他により適当な地点があるかどうか、当該特定の土地等が必要かどうか等を具体的に事案に即し、判断すること。)
- (5) 当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること。